

平成20年 2月22日

株主の皆様へ

東京都渋谷区渋谷 1丁目 4番13号
キューピー株式会社
代表取締役社長 鈴木 豊

第95回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第95回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議が行われましたので、ここにご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項

1. 第95期（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
2. 第95期（平成18年12月1日から平成19年11月30日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更の内容は、後記「定款新旧対照表」のとおりであります。

第2号議案 取締役15名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役として鈴木 豊、中島 周、佐々木 克彦、奥村明男、島 家時、長谷川峯夫、遠藤 貢、三宅峰三郎、橘 英文、小澤 貢および石川邦昭の11氏が再選され、新たに佐藤重郎、好村 博、竹村茂樹および勝山忠昭の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 監査役4名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査役として平栗康夫および石黒俊一郎の両氏が再選され、新たに池田則生および坂本導聰の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、石黒俊一郎および坂本導聰の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対する慰労金贈呈ならびに取締役および監査役の退任慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本件は、原案のとおり承認可決され、退任取締役畑中凱夫、建部俊正および山上英信の3氏ならびに退任監査役村中 修氏に対し、当社の内規による相当額の範囲内で慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任することに決定いたしました。

また、取締役および監査役の退任慰労金制度の廃止に伴い、重任された取締役鈴木豊、中島 周、佐々木克彦、奥村明男、島 家時、長谷川峯夫、遠藤 貢、三宅峰三郎、橘 英文、小澤 貢および石川邦昭の11氏ならびに重任された監査役平栗康夫および石黒俊一郎の両氏ならびに任期中の監査役坂井一郎氏に対し、これまでの在任中の功労に報いるため、当社の内規による相当額の範囲内で、取締役および監査役就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退任慰労金を打ち切り支給することとし、支給の時期は、取締役または監査役を退任する時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することに決定いたしました。

第5号議案 取締役賞与支給の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当期末時点の取締役13名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額40,450,000円を支給することとし、各取締役に対する金額については、取締役会に一任することに決定いたしました。

第6号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）導入の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

以 上

なお、平成20年2月22日付（ただし、本定時株主総会終了後）にて、取締役小澤 貢氏は常務取締役に就任いたしました。

また、本定時株主総会終了後、監査役会の決議により、平栗康夫および池田則生の両氏が常勤監査役に選定され、それぞれ就任いたしましたので、併せてご通知申し上げます。

定 款 新 旧 対 照 表

(変更箇所は、下線の部分であります。)

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<u>第 8 章 買収防衛策</u>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>(買収防衛策の導入等)</u></p> <p><u>第47条 当社は、買収防衛策の導入、継続、変更および廃止については、株主総会の決議により定めることができる。</u></p> <p><u>2. 前項に定める買収防衛策の導入、継続、変更および廃止とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続きおよびこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、その内容を変更し、またはその適用を廃止することをいう。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>(新株予約権無償割当て等の決議機関)</u></p> <p><u>第48条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続きに従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当ておよび募集新株予約権の割当てを行うことができる。</u></p>